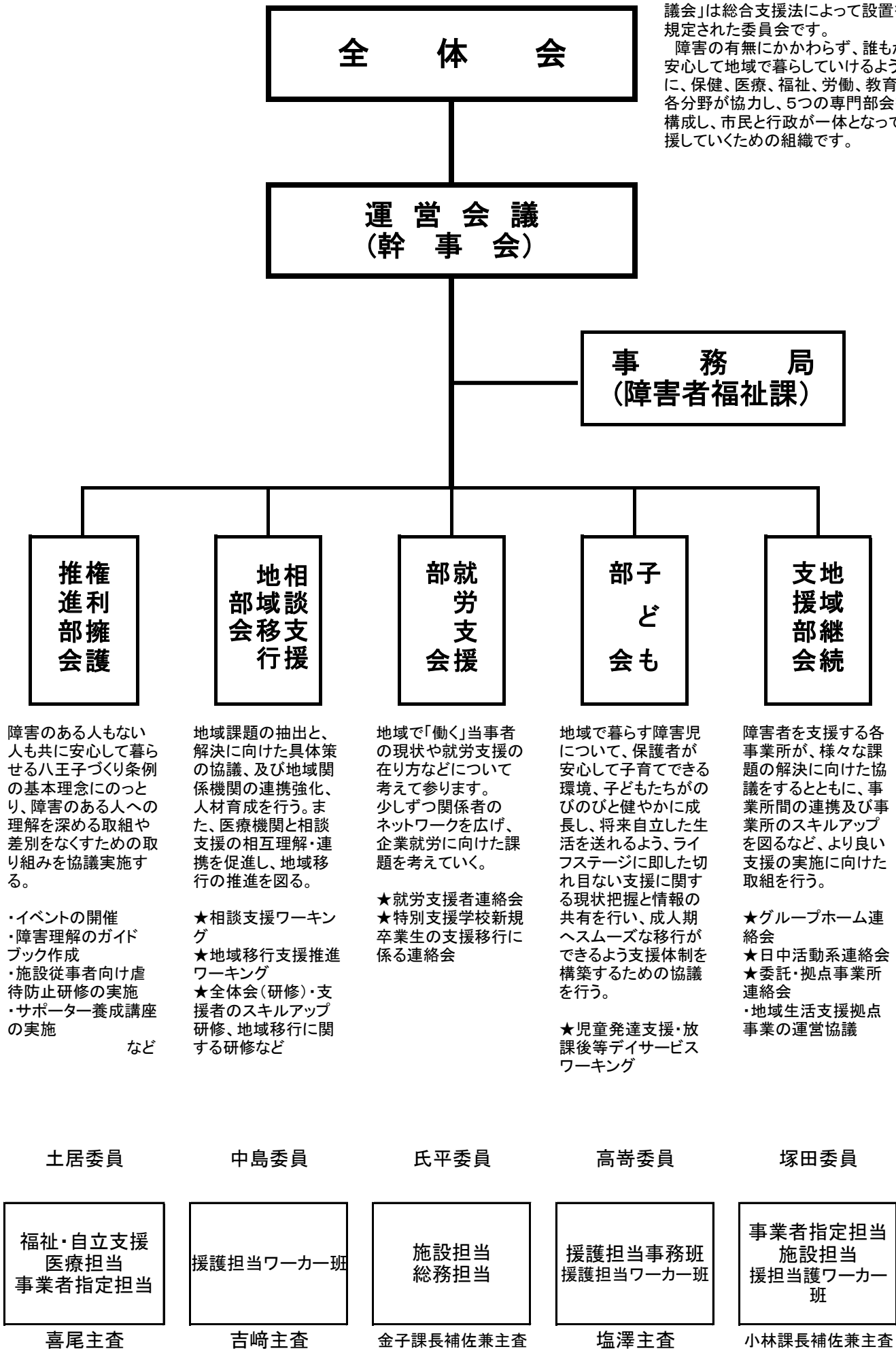


令和8年度自立支援協議会組織図 資料6

「八王子市障害者地域自立支援協議会」は総合支援法によって設置を規定された委員会です。
 障害の有無にかかわらず、誰もが安心して地域で暮らしていけるように、保健、医療、福祉、労働、教育の各分野が協力し、5つの専門部会を構成し、市民と行政が一体となって支援していくための組織です。



障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例の基本理念にのっとり、障害のある人への理解を深める取組や差別をなくすための取組みを協議実施する。

- ・イベントの開催
- ・障害理解のガイドブック作成
- ・施設従事者向け虐待防止研修の実施
- ・サポーター養成講座の実施

など

地域課題の抽出と、解決に向けた具体策の協議、及び地域関係機関の連携強化、人材育成を行う。また、医療機関と相談支援の相互理解・連携を促進し、地域移行の推進を図る。

- ★相談支援ワーキング
- ★地域移行支援推進ワーキング
- ★全体会(研修)・支援者のスキルアップ研修、地域移行に関する研修など

地域で「働く」当事者の現状や就労支援の在り方などについて考えて参ります。少しずつ関係者のネットワークを広げ、企業就労に向けた課題を考えていく。

- ★就労支援者連絡会
- ★特別支援学校新規卒業生の支援移行に係る連絡会

地域で暮らす障害児について、保護者が安心して子育てできる環境、子どもたちがのびのびと健やかに成長し、将来自立した生活を送れるよう、ライフステージに即した切れ目ない支援に関する現状把握と情報の共有を行い、成人期へスムーズな移行ができるよう支援体制を構築するための協議を行う。

- ★児童発達支援・放課後等デイサービスワーキング

障害者を支援する各事業所が、様々な課題の解決に向けた協議をするとともに、事業所間の連携及び事業所のスキルアップを図るなど、より良い支援の実施に向けた取組を行う。

- ★グループホーム連絡会
- ★日中活動系連絡会
- ★委託・拠点事業所連絡会
- ・地域生活支援拠点事業の運営協議

部会長
障害者福祉課

- | | | | | |
|----------------------------|-------------|--------------|------------------------|--------------------------------|
| 土居委員 | 中島委員 | 氏平委員 | 高嵯委員 | 塚田委員 |
| 福祉・自立支援
医療担当
事業者指定担当 | 援護担当ワーカークラス | 施設担当
総務担当 | 援護担当事務班
援護担当ワーカークラス | 事業者指定担当
施設担当
援護担当ワーカークラス |
| 喜尾主査 | 吉崎主査 | 金子課長補佐兼主査 | 塩澤主査 | 小林課長補佐兼主査 |